

# 議事6 国立公園事業の 決定及び変更について

---

# 本日のご説明の流れ

---

1. 諮問案件一覧について
2. 本日の説明案件7件について

# 1. 諮問案件一覧について

---

# 諮問案件一覧（計10件）

番号		国立公園名	事業名	決定・廃止 ・変更の別	事業執行者 (予定)	備 考
1	資料説明	日光	<small>たかお</small> 高雄宿舎	変更	民間	事業決定（昭和61年1月31日環境庁告示第6号）の変更
2	説明	秩父多摩甲斐	<small>ごじゅうにんだいら</small> 五十人平野営場	決定	東京都	野営場の新設 公園計画の変更（予定）に伴う整理（決定）
3	資料説明	中部山岳	<small>くろべごろうだけ</small> 黒部五郎岳宿舎	変更	民間	事業決定（平成5年7月19日環境庁告示第62号）の変更
4	説明	伊勢志摩	<small>ひろ はま</small> 広の浜宿舎	変更	民間	事業決定（昭和60年9月5日環境庁告示第43号）の変更
5	説明	吉野熊野	<small>しんぐうほんぐう</small> 新宮本宮線道路（車道）	変更	和歌山県	事業決定（平成元年6月27日環境庁告示第32号）の変更 公園計画の変更（予定）に伴う整理（変更）
6	資料説明	吉野熊野	<small>かわゆ</small> 川湯野営場	変更	和歌山県	事業決定（昭和61年7月17日環境庁告示第24号）の変更
7	説明	足摺宇和海	<small>かしにし</small> 檜西園地	変更	高知県、 大月町	事業決定（平成8年2月23日環境庁告示第9号）の変更 最大宿泊者数の決定
8	説明	阿蘇くじゅう	<small>おぎ くさ</small> 荻の草園地	変更	民間	事業決定（平成8年7月31日環境庁告示第47号）の変更
9	説明	阿蘇くじゅう	<small>あそ そうげん</small> 阿蘇草原自然再生施設	変更	環境省、 関係市町村	事業決定（平成21年10月28日環境省告示第59号）の変更 環境省直轄事業
10	説明	やんばる	<small>たまつじやま</small> 玉辻山線道路（歩道）	変更	東村、大宜 味村	事業決定（平成30年8月20日環境省告示第71号）の変更 既存施設の把握

説明

議事6で口頭説明する案件

資料説明

資料説明とさせて頂く案件

## 2. 本日の説明案件 7 件について

---

# 本日の説明案件 7 件

---

1. 秩父多摩甲斐国立公園五十人平野営場【決定】
2. 伊勢志摩国立公園広の浜宿舎【変更】
3. 吉野熊野国立公園新宮本宮線道路（車道）【変更】
4. 足摺宇和海国立公園檜西園地【変更】
5. 阿蘇くじゅう国立公園荻の草園地【変更】
6. 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇草原自然再生施設【変更】
7. やんばる国立公園玉辻山線道路（歩道）【変更】

# 1 件目 秩父多摩甲斐国立公園 五十人平野営場【決定】

---

# 秩父多摩甲斐国立公園

こじゅうにんだいら

## 五十人平野営場

# 決定

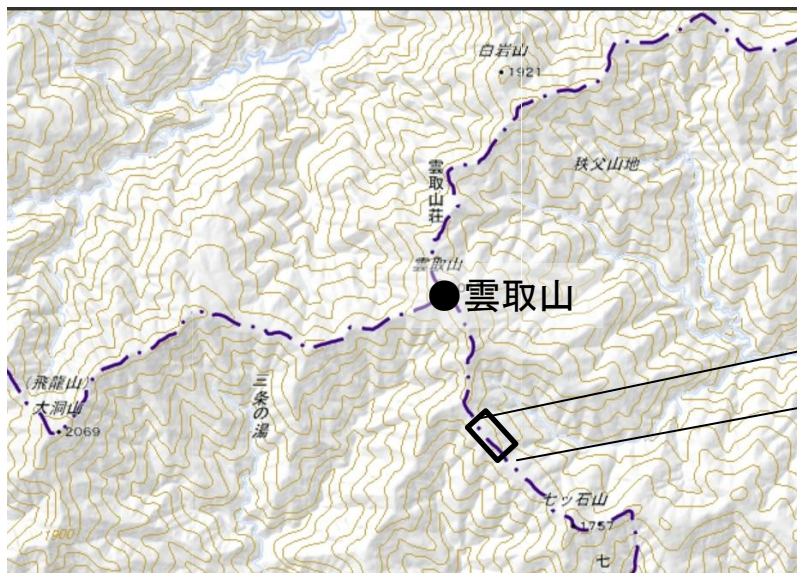
区域面積：5.0ha

最大宿泊者数：90人/日

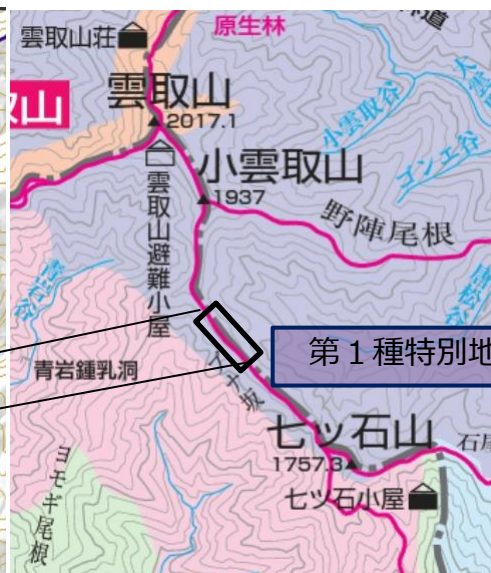
執行者（予定者）：東京都

### 第1種特別地域（東京都）

#### ●位置図



#### ●公園計画図



#### 雲取山山頂付近



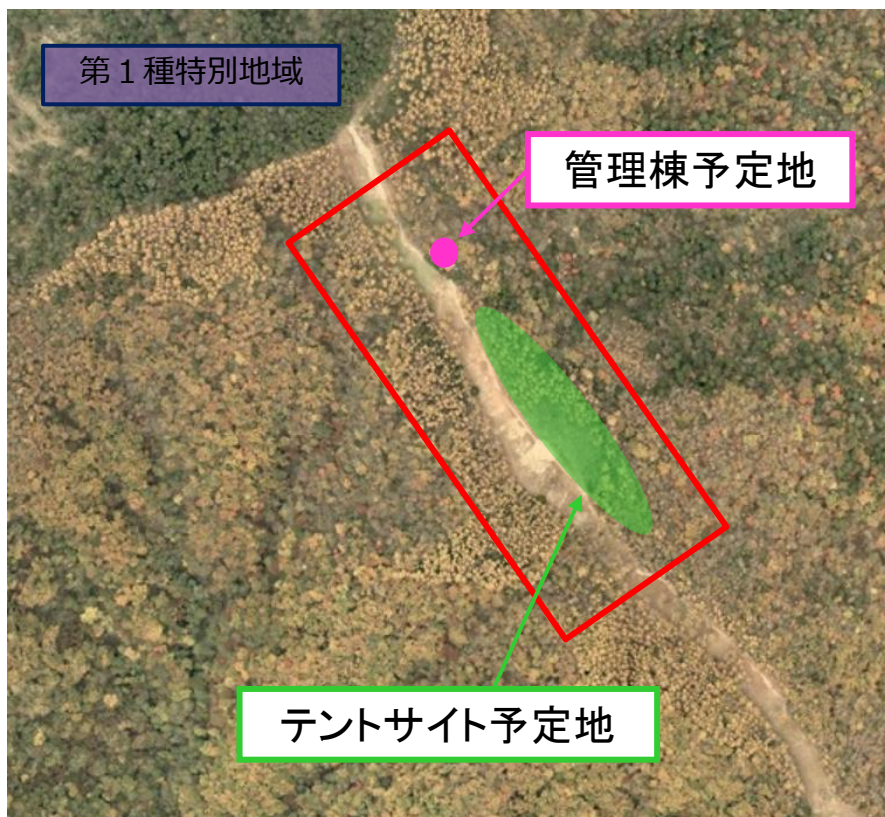
#### 七ッ石山-雲取山 稜線



当該地は、七ッ石山と雲取山間の稜線沿い及び登山道東側に一段下がった平地となる。登山道周囲の一定範囲は防火帯のため草原的景観が広がっており、更にその東側はシラビソ、ミズナラ等の針広混交の自然林、西側はカラマツ林となっている。雲取山への主要ルートであることから年間を通して多くの利用者が通る。かつて奥多摩小屋があった際は、休憩・宿泊地、避難場所及び山岳救助の活動拠点となっており、幕営も含めハイシーズンに1日100名以上の利用があったが、幕営禁止とされるヘリポート敷地内や保護樹林内へのはみだし侵出等の不適当な事態も見られた。



## 五十人平野営場決定区域図



事業規模 区域面積：5.0ha

最大宿泊者数：90人/日

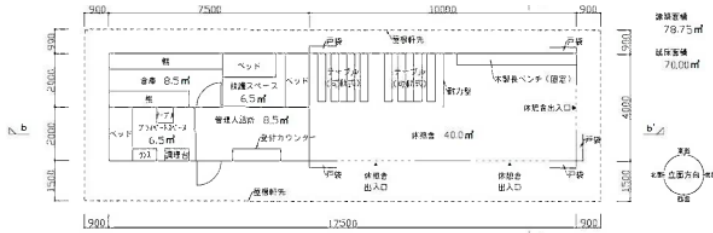


野営場の整備にあたり、改変を最小限にするために雲取山-七ツ石山の稜線上においてかつて奥多摩小屋及びそのテント場があった場所を活用する。奥多摩小屋が建っていた場所は、登山道から一段東側に下がった平地となっており、野営場に関する建物（管理棟休憩舎・便所）を登山道からあまり望見されずに建てることができる。また、テントサイトは主に登山道東側の平らな場所を活用し、野営場の自然環境を保全するため周囲にシカ柵の設置を行う。

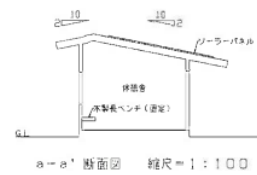
管理棟休憩舎・便所の整備

執行者：東京都

- 野営場の安全性・快適性を確保するため、管理人が滞在できるように休憩所を兼ねた管理棟の整備及び便所を整備する。



平面図 縮尺=1:100



a-a' 断面図 縮尺=1:100

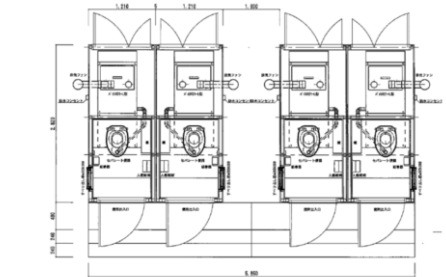
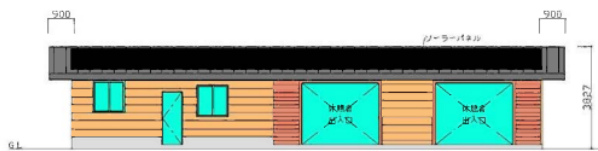


図1 便所平面図



西立面図 縮尺=1:100



北立面図 縮尺=1:100

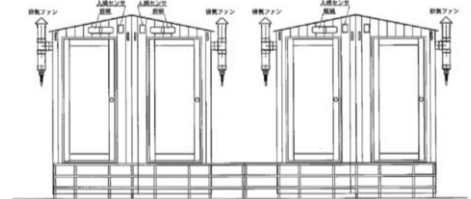
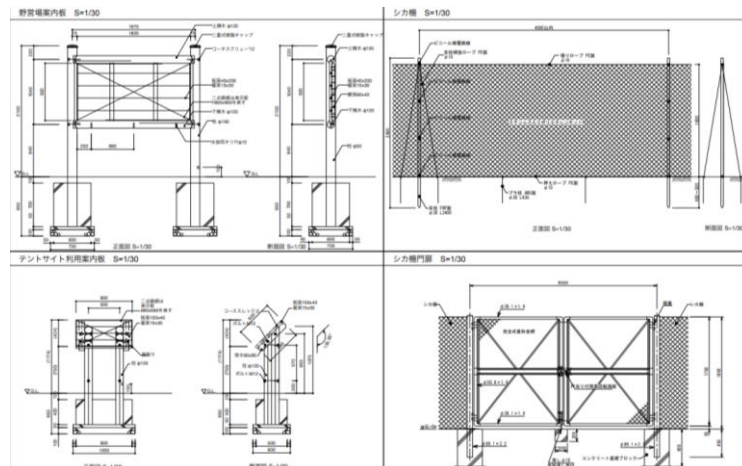


図2 便所立面図





## 自然環境への影響

○野営場の整備にあたっては樹木の伐採を行わず、また平らな場所をテントサイトとすることから土地の形状変更はほとんど行われぬ。

・テントサイトとなる場所は、元々テント場として活用されていた場所であり、テントサイトと整備することによる風致景観保護上の支障は小さい。また、テントサイトを明確化することによって、無秩序なテント泊による周辺植生への踏み荒らし等を規制できる。

○管理棟休憩舎及び便所は、登山道から一段下がった平地に整備され、登山道の間には樹木があることから、登山道からは望見されづらいのに加え、景観になじむ色彩及び屋根形状等にて整備を行う。

○整備する便所のし尿処理方法は、水源水道林の環境への影響が最も少ないバイオトイレ（コンポスト式）を採用する。

○シカ食害が顕著な場所であることから、野営場の安全及び快適性の確保と当該地の自然環境の保全のためにシカ柵を設置する。なお、シカ柵については、風致景観上の支障のないよう色彩、形状等について執行時に指導する。



テントサイトからの眺望

## **2 件目 伊勢志摩国立公園 広の浜宿舎【変更】**

---

# 伊勢志摩国立公園

ひろのはま

## 広の浜宿舎

# 変更

区域面積：15ha → 3.9ha

最大宿泊者数：200人/日 → 250人/日

執行者（予定者）：民間

### 第3種特別地域、普通地域（私有地）



広の浜



- ・先島半島の中央部に位置する広の浜の後背地である。広の浜にはアゼトウナ等の海浜植物の生育やアカウミガメの産卵が見られる。
- ・海岸探勝やシーカヤック、海女小屋体験等の利用がある。
- ・既存の宿舎に加え新規に宿舎事業の執行が予定されている。

— 変更後

## 事業規模

区域面積：

15ha → 3.9ha

最大宿泊者数：

200人/日→250人/日



- ・コロナ禍において密を避けた環境下での宿泊や野営等のニーズが高まっていることから、既存宿舎敷地内における野営場の設置及び新規に宿泊施設と野営場を設置することにより、広の浜周辺の適正な利用の推進を図る。
- ・区域面積は減少するが、新規施設は特別地域と普通地域に跨がって整備されること、最大宿泊者数が増加することから、今回事業決定の変更を行うもの。

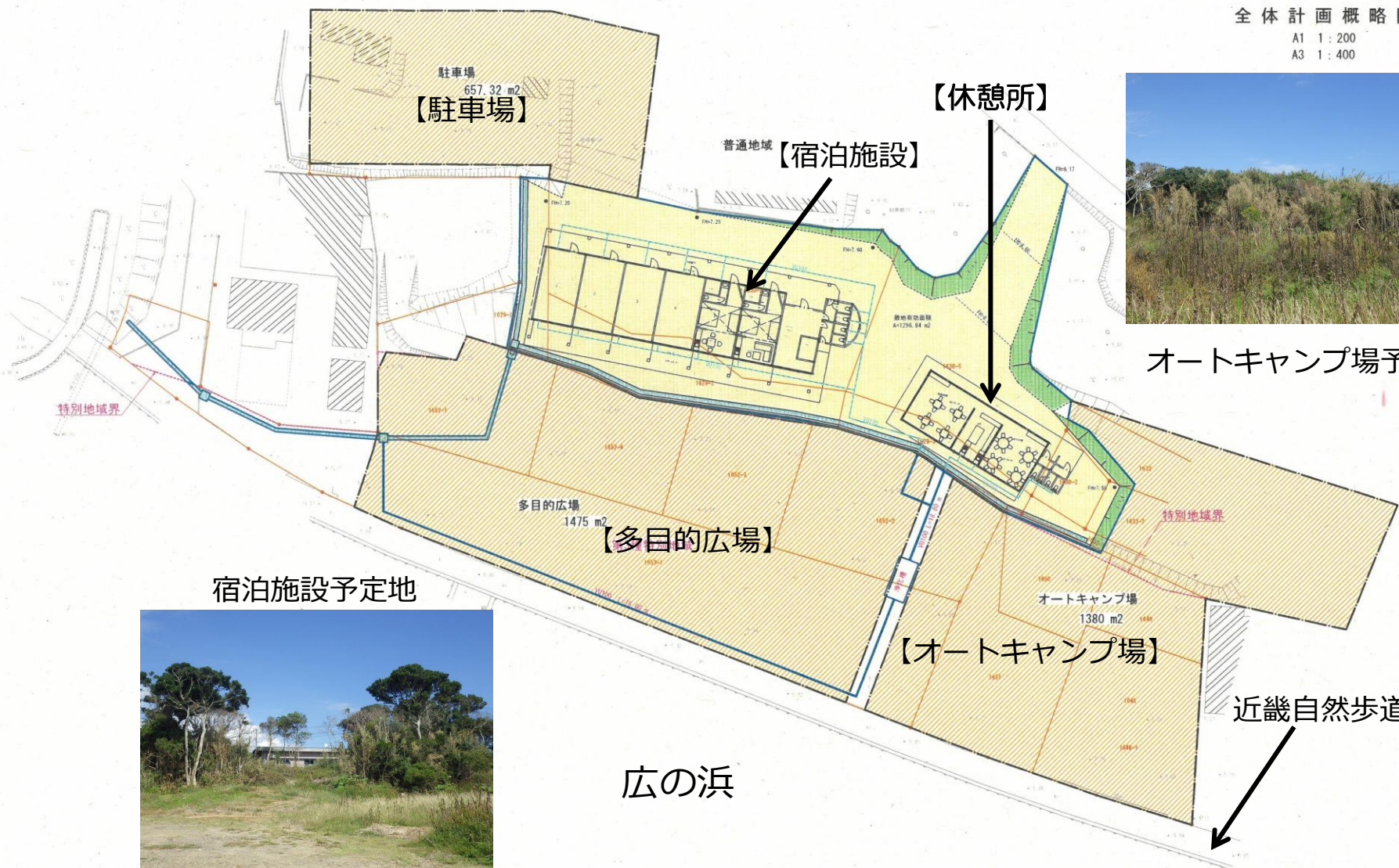
# 宿舎及びオートキャンプ場整備（民間事業者）

- 宿泊施設とオートキャンプ場を組み合わせた施設を整備する。
- 海側からの眺望に配慮し、建物は敷地北側に配置する。



全体計画概略図

A1 1:200  
A3 1:400



オートキャンプ場予定地

宿泊施設予定地





## 自然環境への影響

## ○想定される影響：

敷地南側に位置する近畿自然歩道及び広の浜から施設が望見されること、工事の支障となる植物の除去、動物等への影響。

## ○自然環境保全のための対策：

- ・近畿自然歩道からの主要な眺望方向である海側とは反対側に施設が位置する、歩道や海側からの眺望に配慮し、建物は敷地北側に配置する。
- ・除去する植物には希少種は含まれていない。
- ・施設の意匠は風致に配慮したデザインとすること、特に海側への植栽を行うことにより、風致への影響は十分に低減される。
- ・海側から離れた建物配置や海側植栽等を行うことにより、施設の照明が海岸を照らさないようにし、アカウミガメやシロチドリの生息に支障を与えないようにする。



多目的広場予定地



事業敷地北側から見た海

**3 件目 吉野熊野国立公園  
新宮本宮線道路（車道）【変更】**

---

# 吉野熊野国立公園

しんぐうほんぐう

## 新宮本宮線道路（車道）

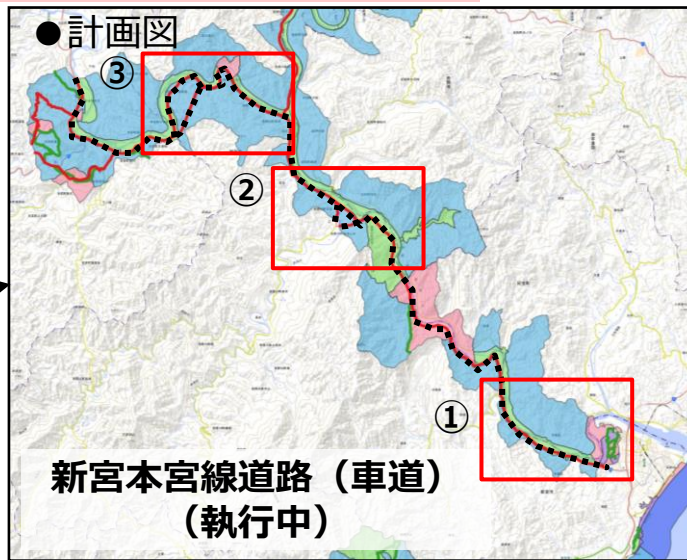
# 変更

路線距離：35km→32km

有効幅員：6m→7m

執行者：和歌山県（変更なし）

第2種・第3種特別地域、普通地域（国有地）

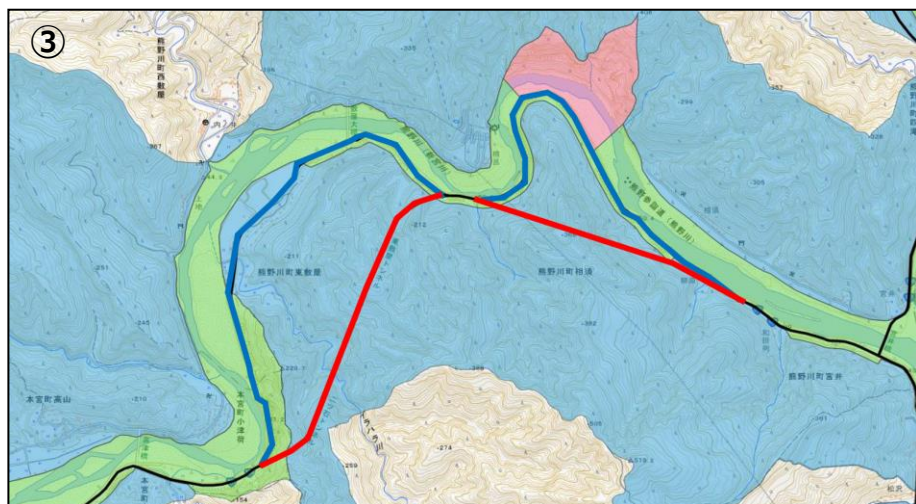
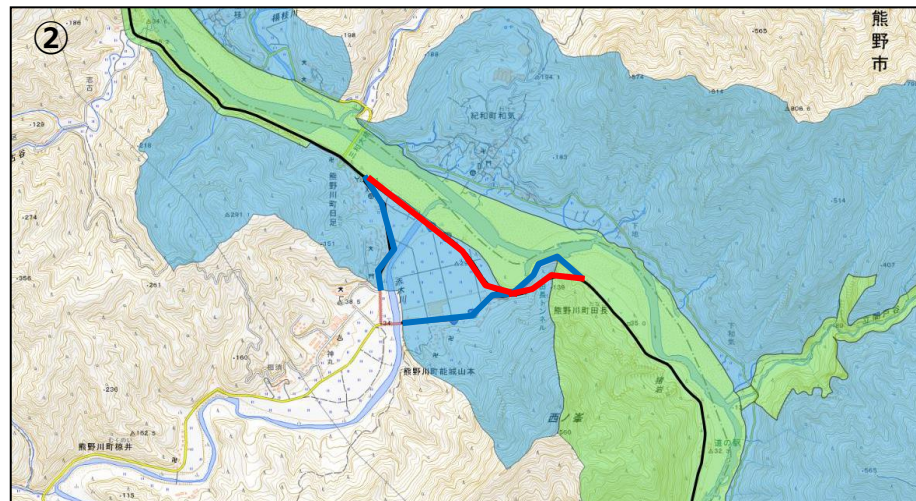
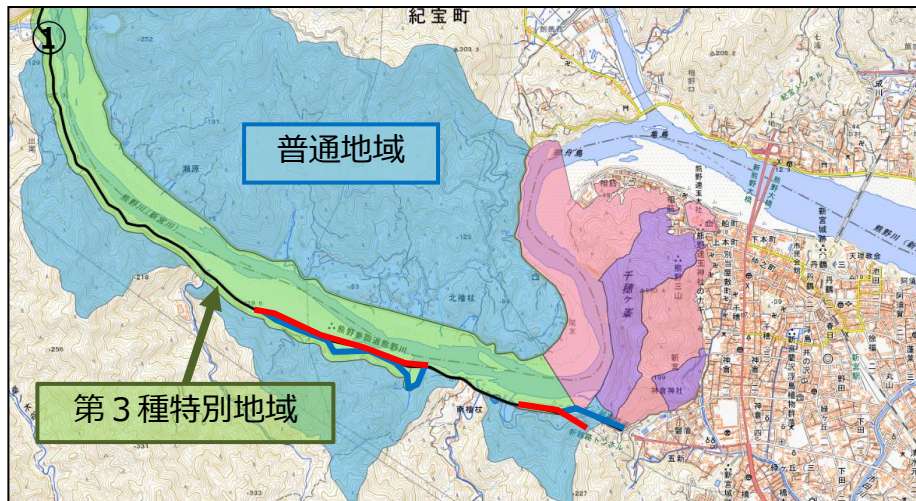


- 当該道路は、吉野熊野国立公園の主要利用拠点である新宮と本宮を結ぶ道路であり、熊野川の風景を楽しむことができることから、公園利用上、重要な役割を担っている。
- 事業地周辺の主な利用形態は当該道路を利用した風景探勝や、熊野本宮大社、熊野速玉神社などの寺社仏閣巡り、湯の峰温泉、川湯温泉への湯治、周辺の野営場でのキャンプなどがある。

— 変更前 — 変更後

路線距離：35km→32km

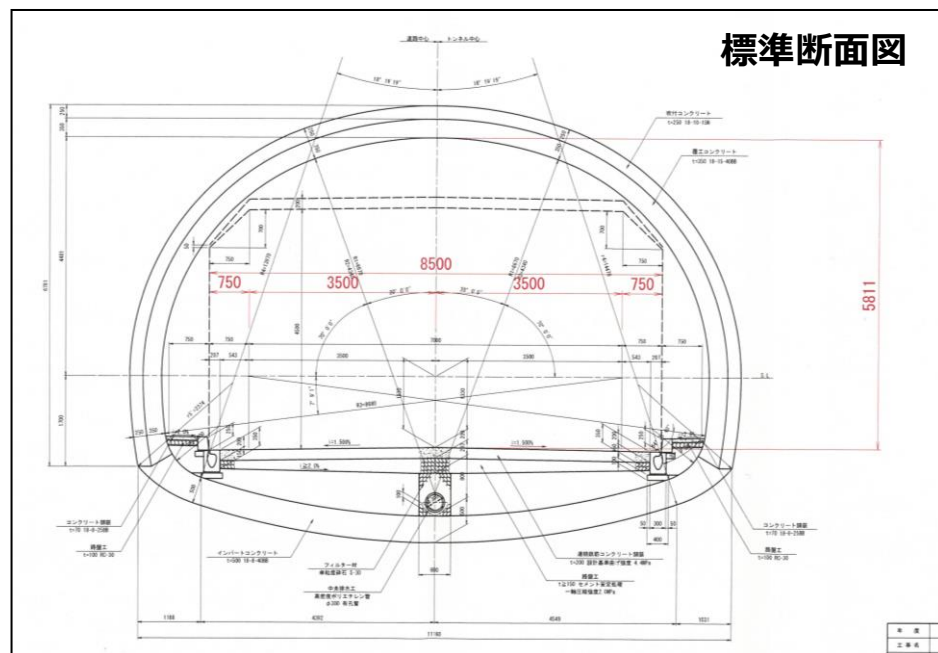
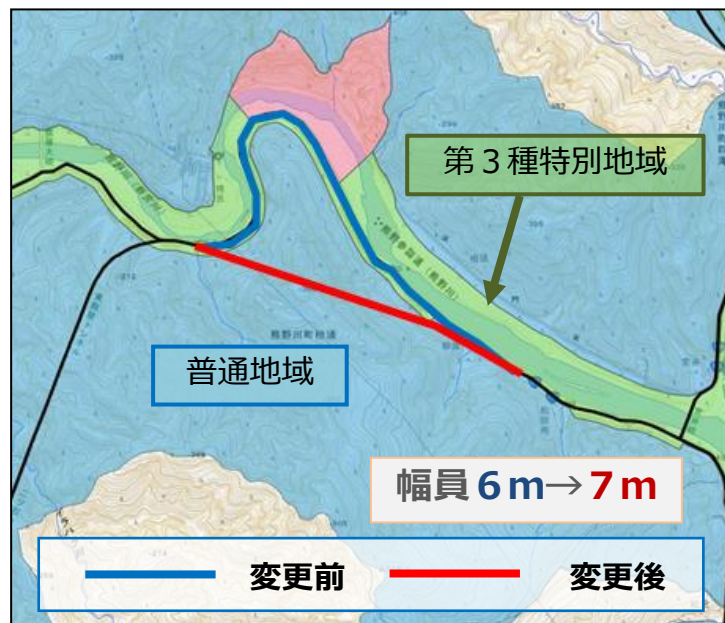
有効幅員：6m→7m



○国道168号線として指定された道路であり、重要物流道路及び第一次緊急輸送道路としての機能を強化するとともに、観光利用道路としての安全性、快適性を向上させるため、線形を変更した既存道路を把握するとともに、幅員を広げるもの。

# 事業道路の線形変更（トンネル化）及び幅員拡張

- 防災面の機能強化とともに、観光利用道路としての利便性を向上させるため、線形を変更し、幅員を広げる。



## 自然環境への影響

線形変更やトンネル工事に伴い法面が発生するが、必要最小限の規模となるよう可能な限り現道部を活用する線形を選択しており、発生した法面については、自然公園における法面緑化指針を踏まえ、植生マットを設置し、自然侵入による緑化を図る計画となっている。

また、擁壁は自然石を模した表面仕上げとなっており、ガードパイプ、落石防護柵等の色彩も配慮されているなど、風致上の支障を軽減する措置は取られている。



工事対象地

## 4 件目 足摺宇和海国立公園 檜西園地【変更】

---

# 足摺宇和海国立公園 かしにし 檜西園地

## 変更

区域面積：8.0ha

最大宿泊者数：47人/日

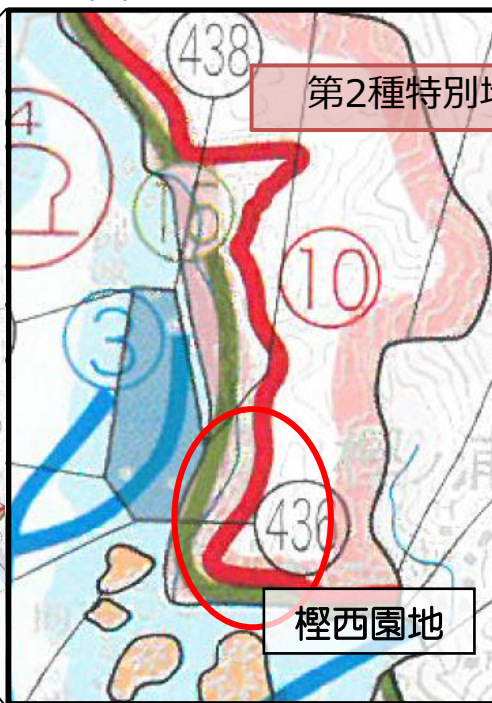
執行者（予定者）：高知県、大月町

### 第2種特別地域（町有地・民有地）

#### ●位置図



#### ●公園計画図



○当該園地は、檜西海岸の優れた展望を楽しむことができ、隣接する海岸部は夏期には多くの海水浴客に利用される箇所である。トイレとシャワーが併設された展望台が設置されている。

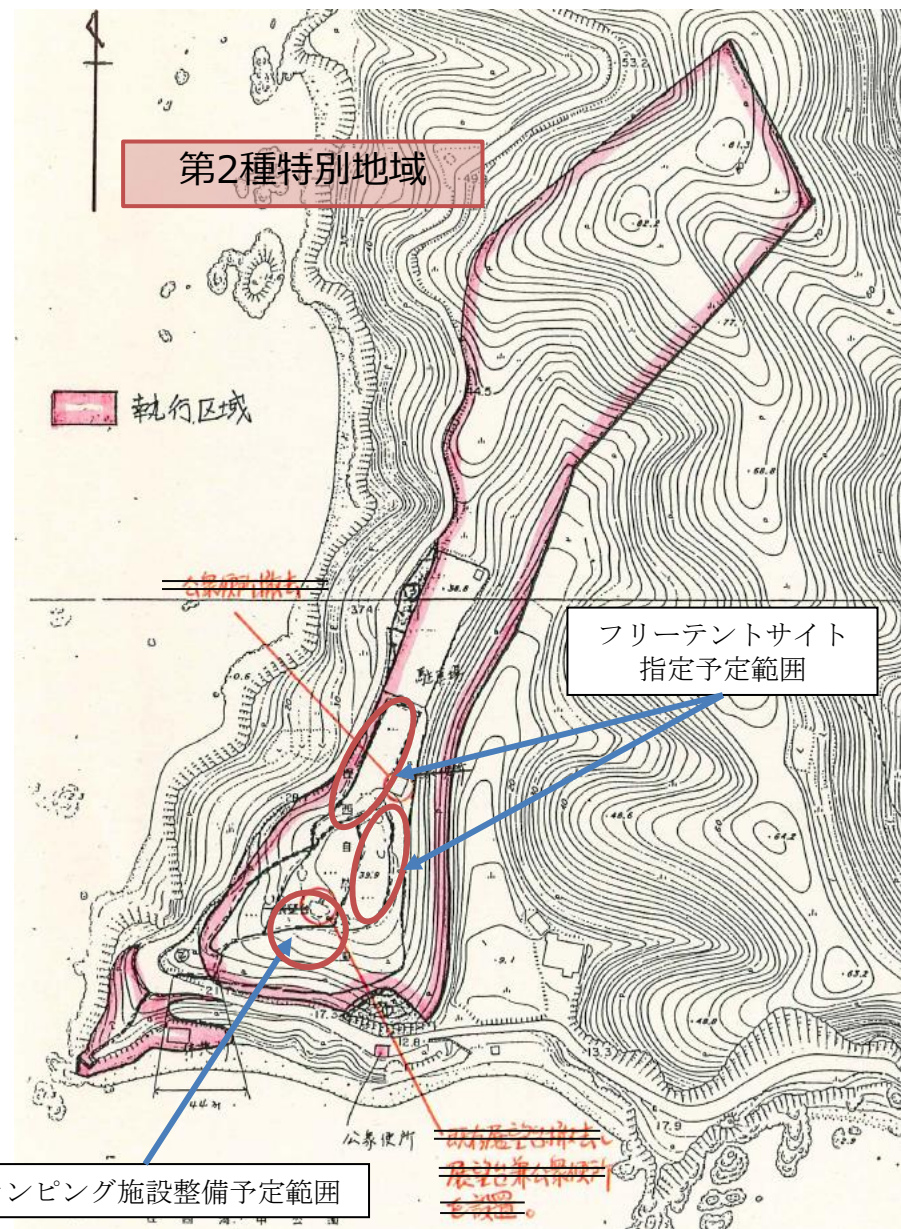


## 檜西園地変更区域図

○檜西園地事業として決定・高知県が執行済の箇所について、大月町が園地事業施設の譲渡を受け、園地の一部を付帯野営場として再整備するもの。

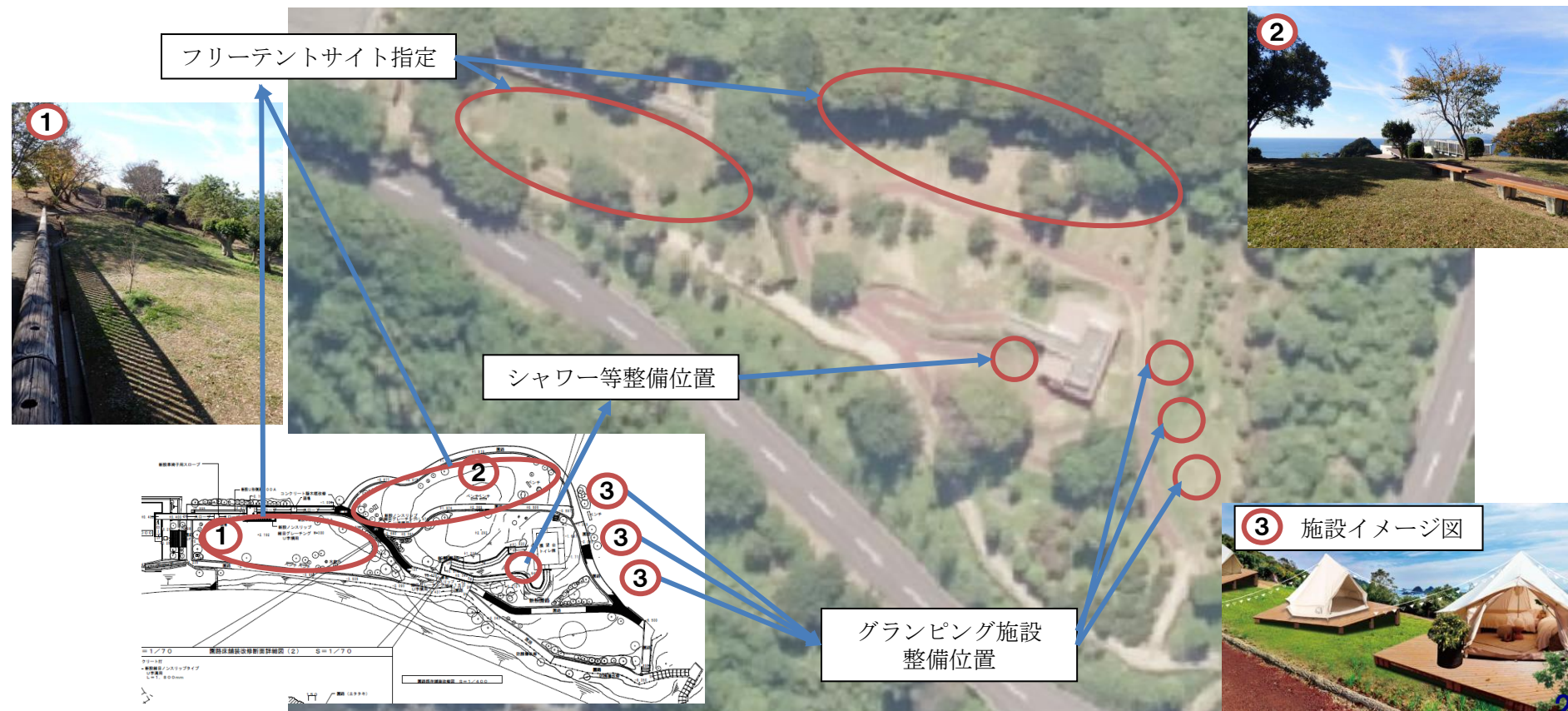
○付帯野営場として、宿泊利用可能なグランピング施設等の整備及びフリーテントサイトの指定を行う箇所について、宿泊者数の事業決定を行う。

○事業決定区域については変更なし。



## 付帯野営場設置に伴う宿泊者数の決定

- 檜西園地事業として、展望台や木道、芝生等が整備され、執行されている。
- デイキャンプの利用が盛んであり、その多くの利用者がキャンプ場として宿泊を伴う利用を希望していることを受け、試験的取組として宿泊可能なグランピング施設3基（12人/日）及びシャワー2基を園地内に整備し、フリーテントサイト2区画（1,600㎡・計35人/日）を指定するもの。



## 自然環境への影響

- グランピング施設は海上の航路から視認されるおそれがあることから、規模、色彩については適切に指導していく。展望台の斜面の下に設置されることから、展望台からの眺望は阻害しない。
- 支障木の伐採は現状実施予定はない。仮に実施される場合も、環境省に協議の上、指導に沿った伐採が行われる。
- 新設シャワー2棟の排水については、設置までに既存浄化槽（25人槽）の処理能力をもとに設置可否を検討。既存浄化槽で処理しきれない場合は浄化槽の新設を軸に対応を検討し、従来以上の環境負荷が周囲の海域に生じないよう配慮された整備が行われる。



## フリーテントサイトの区画方法について

- 宿泊可能なフリーテントサイト区画を明示すると共に、他の区域では宿泊を伴う野営を行わないよう記した看板が園地内に設置される予定。柵など自由な立入りを阻害する施設は設置されない。
- フリーテントサイト区画は宿泊を伴わない利用者が立ち入って散策等することができ、昼間は他の区域同様、従来通りの利用が可能。
- 夜間は事業執行者より委託を受けた事業者が必要に応じて見回りを行うなどして、適正利用のための指導を行う見込み。

## 5 件目 阿蘇くじゅう国立公園 萩の草園地【変更】

---

# 阿蘇くじゅう国立公園 おぎ くさ 荻の草園地

## 変更

区域面積：12.0ha→12.5ha

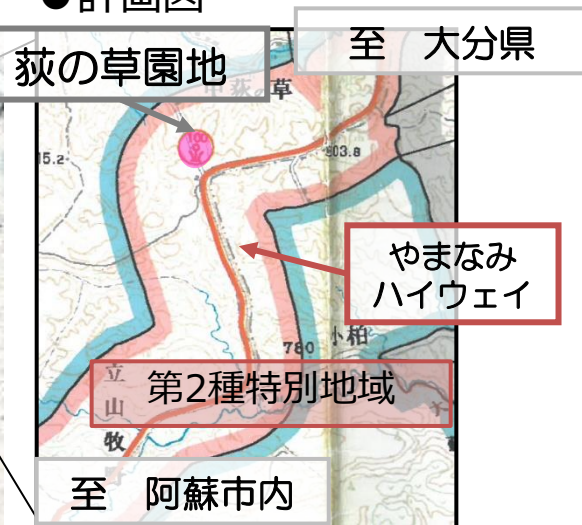
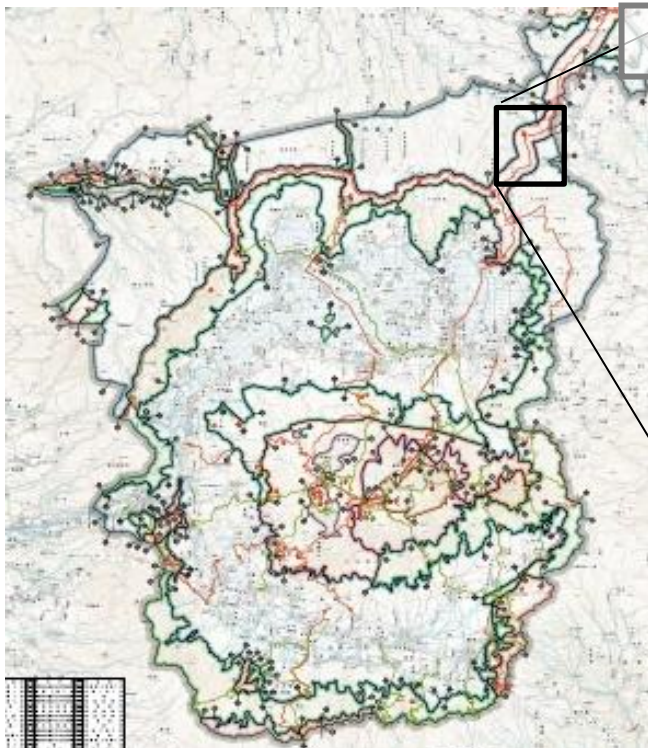
最大宿泊者数：80人/日

執行者（予定者）：民間

### 第2種特別地域（私有地）

#### ●位置図

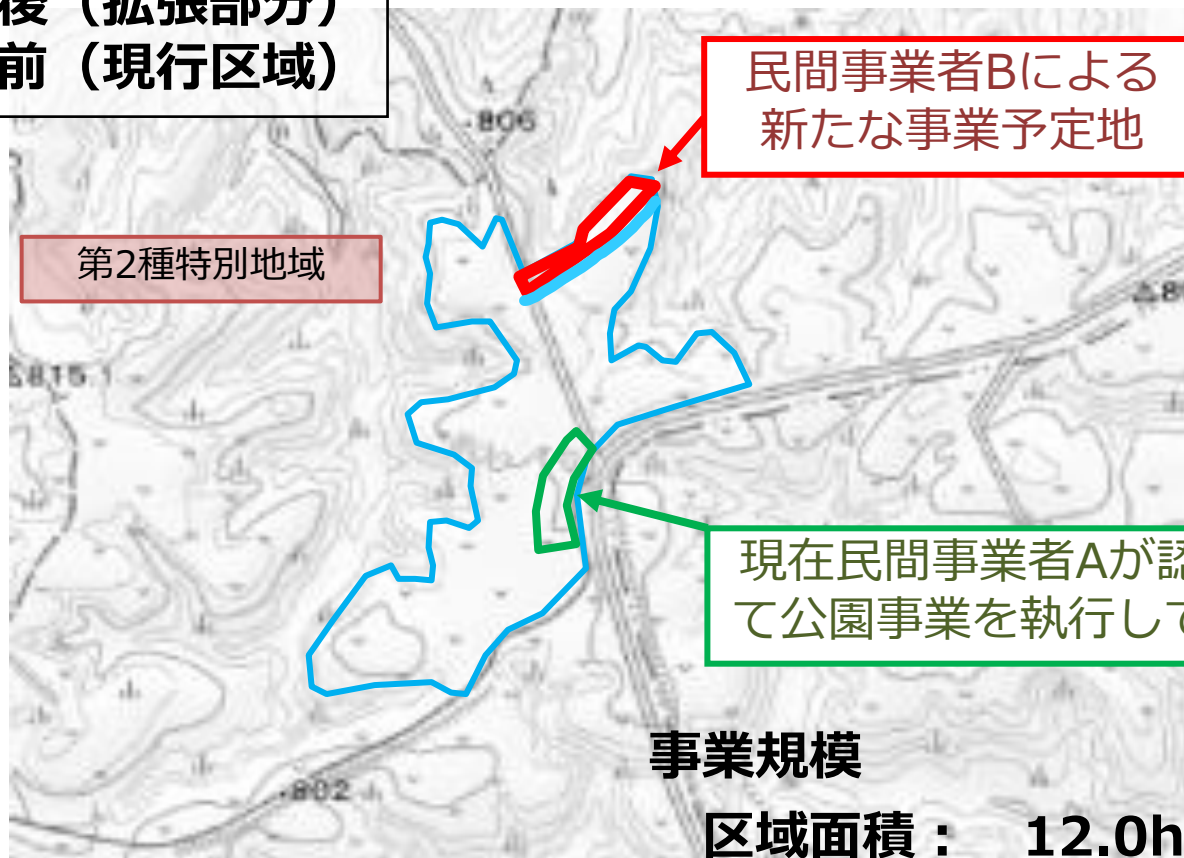
#### ●計画図



#### ○当該地域の概要、利用状況等

日本最大の野草地草原内に位置し、熊本、大分の両県をつなぐ主要道路であるやまなみハイウェイ沿線に位置する。利用形態として、ドライブやe-bikeで疾走する草原アクティビティなどがあるが、通過型利用が主であり、滞在時間延伸が課題の1つとなっている。

— 変更後（拡張部分）  
— 変更前（現行区域）



○事業変更の理由、事業規模の根拠（理由）

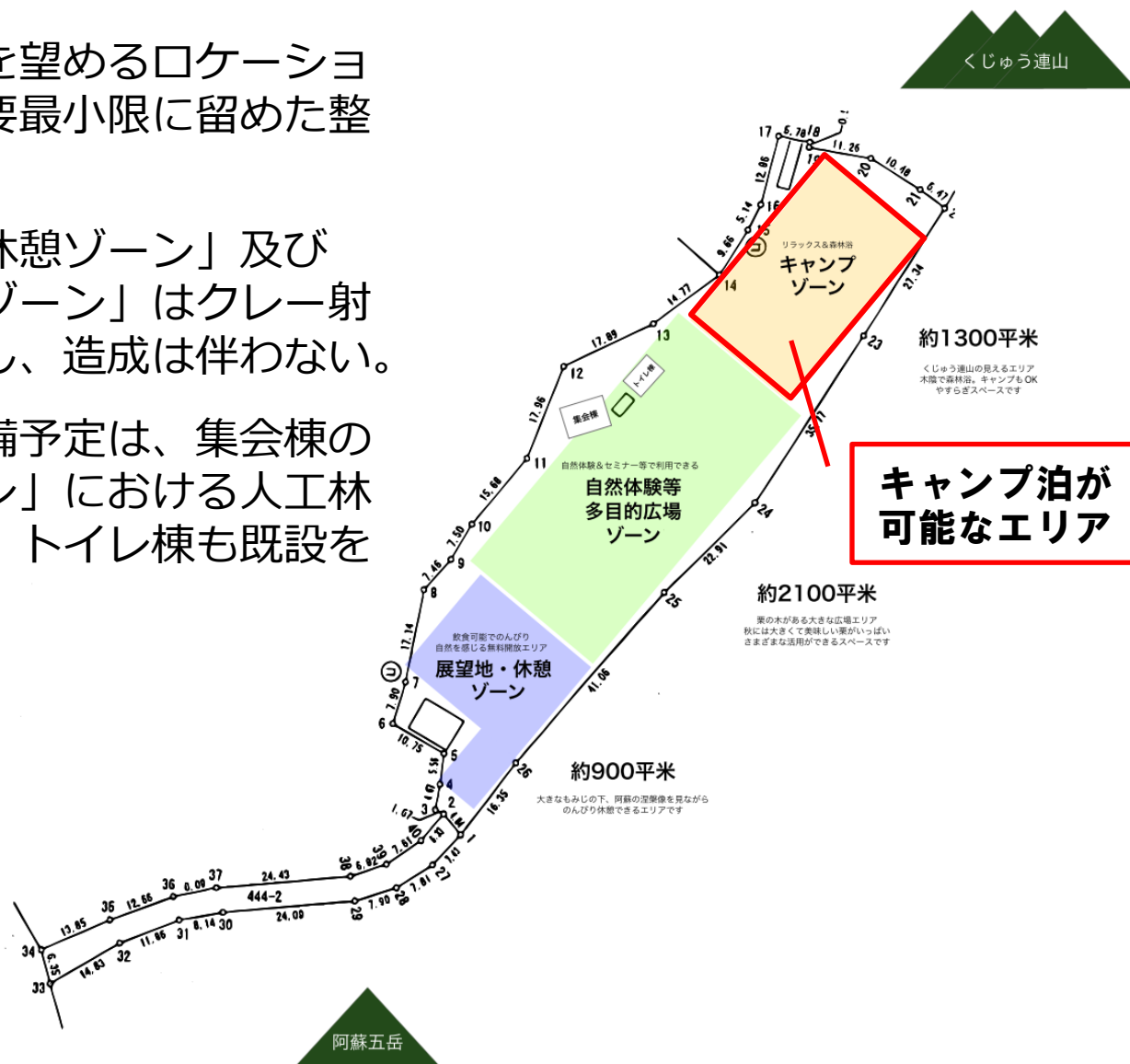
- ・事業地周辺及び本公園全体の課題に、滞在時間の延伸がある中で、当該地において、自然体験、環境学習のサービス提供の他、希望者へのテント泊も可能とする園地を整備するため、事業決定区域を拡張しようというものである。
- ・テント泊については、団体の受入を想定した時の最大収容人数を20組×4人の80人/日と設定している。

## 事業決定区域の拡張

- 阿蘇五岳、くじゅう連山を望めるロケーションや広葉樹を活かし、必要最小限に留めた整備が計画されている。
- 具体的には、「展望地・休憩ゾーン」及び「自然体験等多目的広場ゾーン」はクレー射撃場跡地の平坦地を活用し、造成は伴わない。
- 今回の事業実施に伴う整備予定は、集会棟の新設及び「キャンプゾーン」における人工林の伐採程度を想定（倉庫、トイレ棟も既設を利用）。



入口からの現在の様子



## 自然環境への影響

## ○風致上の支障

公園事業道路から奥まった位置にあり、かつ周囲は人工林に囲まれていることから、主要展望地から望見されるものではない。

## ○生態系への影響

想定されている土地の改変は、ヒノキの人工林の伐採（200本程度）のみで、特筆すべき植物群落等への影響はない。



展望地・休憩ゾーン及び自然体験等多目的広場  
ゾーン予定地（クレー射撃場跡地）



キャンプゾーン予定地（人工林）



**6 件目 阿蘇くじゅう国立公園  
阿蘇草原自然再生施設【変更】**

---

# 阿蘇くじゅう国立公園

あそそうげん

## 阿蘇草原自然再生施設

# 変更

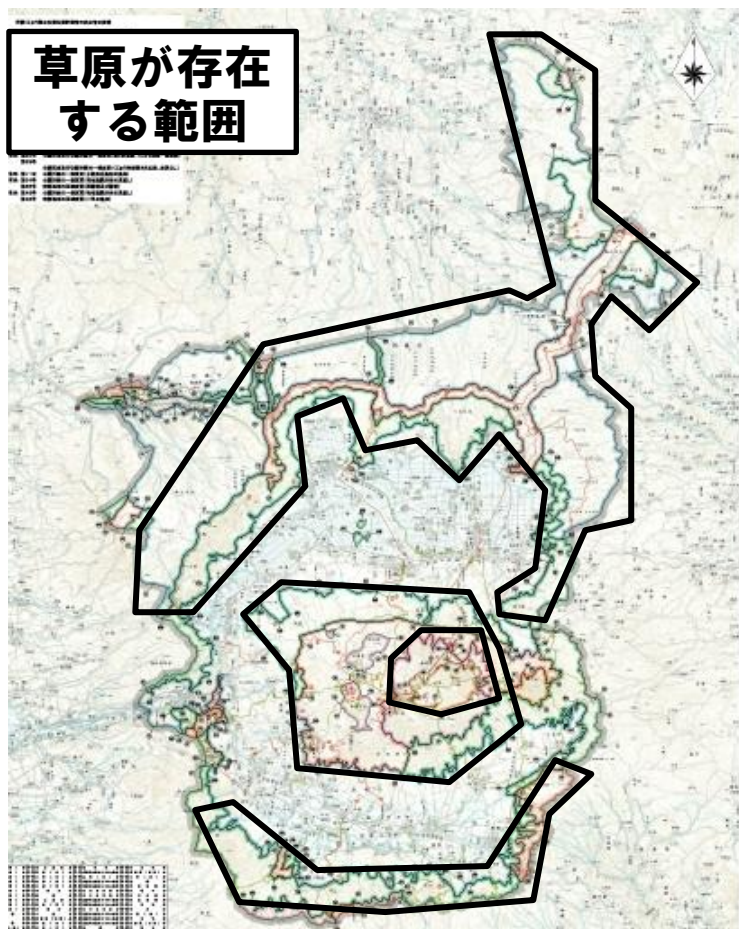
区域面積：23,120ha→25,494ha

執行者（予定者）：環境省、  
関係市町村

特別保護地区、第1.2.3種特別地域、普通地域（公有地、私有地）

### ●位置図

### 熊本県



### ○当該地域の概要、利用状況等

阿蘇草原は、本公園を代表する景観であり、阿蘇カルデラ北側に位置する北外輪山、中央火口丘周辺、阿蘇カルデラの南外輪山、くじゅう連山西部など、公園全体に草原が広がっている。風景として楽しまれている他、多様なコンテンツが造成されており、一部では利用者負担の仕組みも導入されている。

## 【背景】「第3期阿蘇草原再生全体構想」の策定（令和3年11月）

- 阿蘇草原再生協議会（R4.3現在、258団体・個人（牧野組合117、行政17など））では、協議会構成員の共通認識である「全体構想」を、令和3年度に改訂。
- 第3期では、30年後の目標として「今と変わらない規模の阿蘇草原を残す」と設定。また、目標達成に向けて維持管理に必要な財源・労力を確保するために、取組の基本的な考え方を、以下の通り整理。

- ・草原環境学習の実施
- ・情報発信の強化
- ・情報の蓄積・活用の基盤づくり
- ・機能に関する科学的データの収集
- ・活動基盤の安定化

### 柱3

普及啓発と  
科学的根拠に基づく  
後方支援基盤づくり

30年後の目標

今（2021年）と  
変わらない規模の  
阿蘇草原を残す

- ・生物多様性に配慮した営農への支援
- ・観光利用の草原維持への還元
- ・多様な関わりによる草原管理の推進
- ・野草資源の多様な利活用の促進

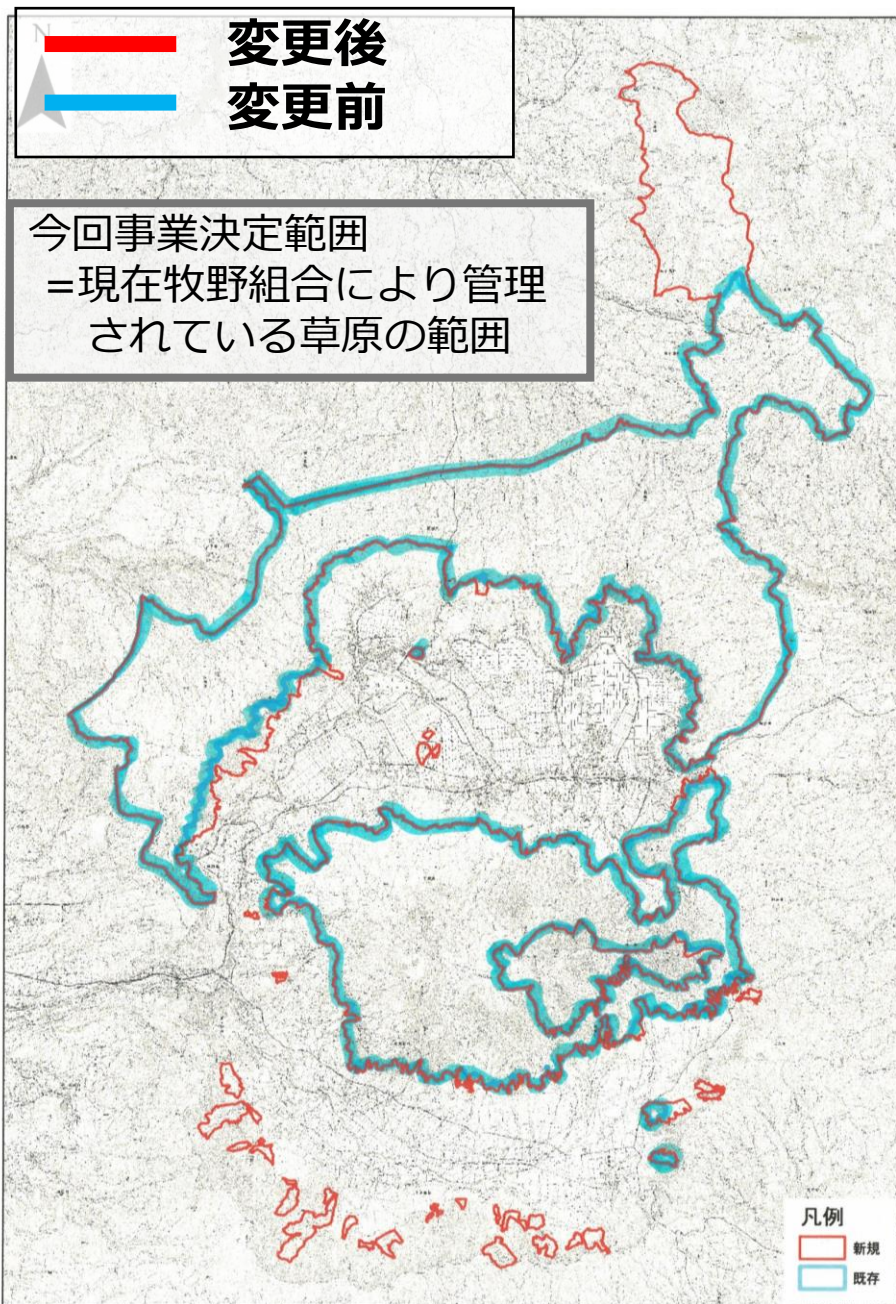
### 柱1

生業による  
草原維持の  
支援強化

- ・農畜産業への支援の強化
- ・牧野管理作業の軽減
- ・支援ボランティアの拡充

### 柱2

公益機能保全の  
ために多様な主体  
が関わる草原管理



## 事業決定区域の拡張

区域面積：23,120ha → 25,494ha

- 事業変更の理由、事業規模の理由
  - ・現状「10年以上野焼き等の維持管理の継続が可能」と答える牧野が面積比4割というところ。
  - ・30年後の目標(第3期阿蘇草原再生全体構想)「今と変わらない規模の阿蘇草原を残す」→各草原の管理範囲を把握
  - ・目標達成のため、
    - ①環境省の直轄事業(恒久防火帯整備等)の整備可能範囲の拡大
    - ②市町村による事業執行及び草原維持の取組の強化
 を図っていくことを想定。
  - ・以上より、現在の草原の管理範囲において草原維持のために自然再生事業を執行できるよう、事業決定内容の変更を図ろうとするもの。

## 整備内容及び自然環境への影響

- 環境省直轄事業では、従前継続されてきた恒久防火帯の整備や小規模樹林帯の伐採等を継続し、地元による草原維持を支援することで、草原景観の保全や草原の有する公益的機能の維持を図る。市町村が執行する事業内容も同様の整備が行われる予定。
- 小規模樹林帯の伐採は、主に人工林が対象であるため、生態系への影響は限定的である。



負担が大きい急峻な箇所での防火帯切り



延焼対策としての恒久防火帯の整備



伐採対象とする小規模樹林帯のイメージ

**7件目 やんばる国立公園  
玉辻山線道路（歩道）【変更】**

---

# やんばる国立公園

たまつじやま

## 玉辻山線道路（歩道）

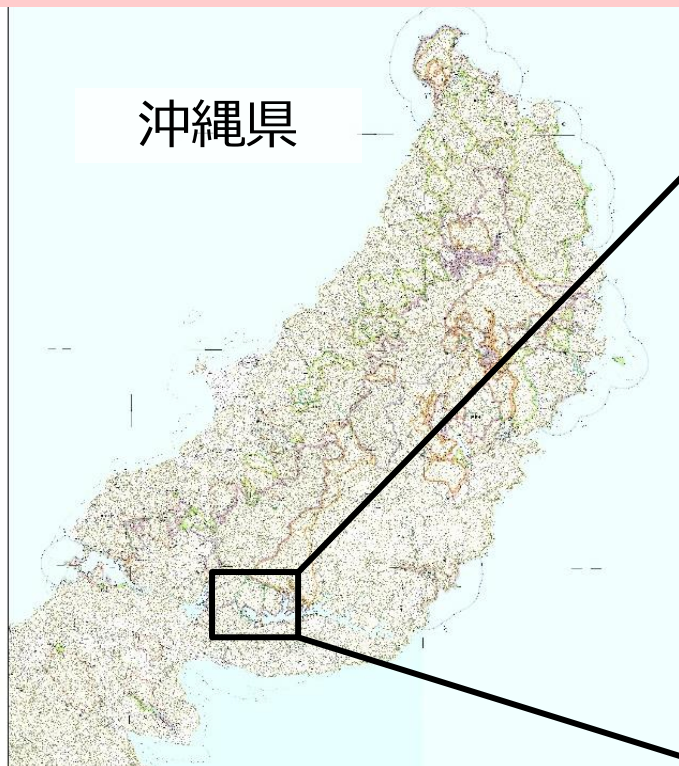
# 変更

路線距離：2.5km→4.5km

執行者（予定者）：東村、  
大宜味村

特別保護地区、第1種特別地域、普通地域（国有地、村有地）

### ●位置図



### ●計画図



○玉辻山は一般利用者によるトレッキングや自然観察に利用されており、山頂付近からやんばるの広大な森林を眺望できる随一の展望地である。

○本道路の周辺は標高250m以上の脊梁山地で、一帯に照葉樹林が広がり、ヤンバルクイナ・ノグチゲラなどの重要な生息地となっている。



登山道から見た福地ダム



変更後  
変更前 (現行区域)



今回変更区間の様子

事業規模 路線距離：2.5km→4.5km

○モニターツアーで供されている歩道区間を公園事業に位置付けるため、既存の事業決定区間を延長。当該区間においては、東村により公園事業施設として執行され、適切な維持管理が図られる。

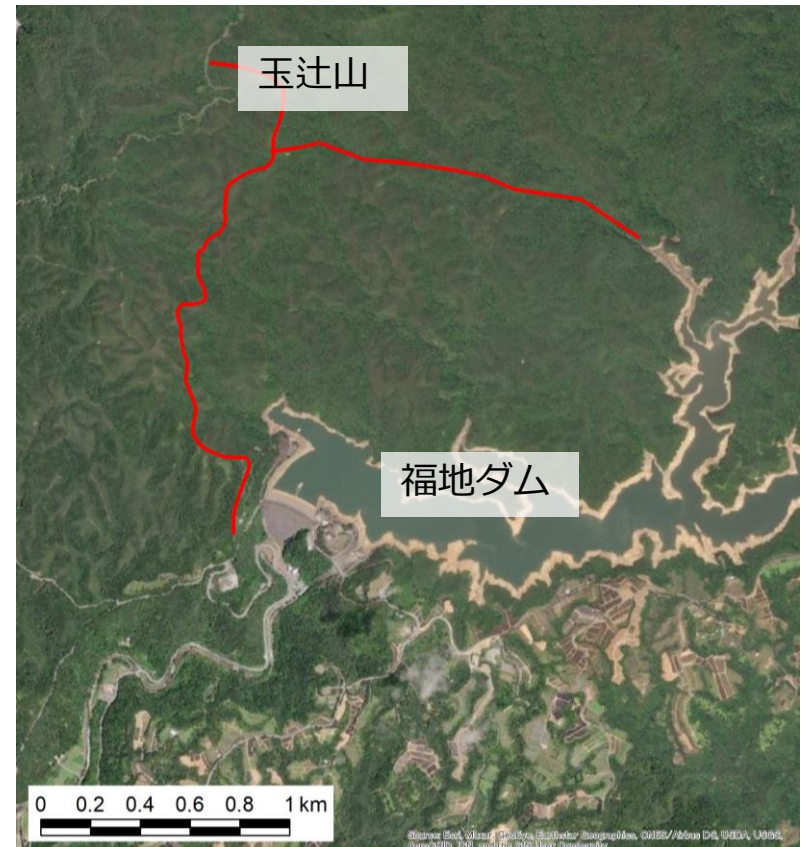


## 既存のエコツアーで供されている歩道区間の把握

- 福地ダムと一体的な利用として、ガイド付き少人数でモニターツアーとして活用されている歩道区間を新たに決定（カヤックで歩道起点まで移動→登山）
- 現状、歩道のための施設は無く、踏み跡からなる歩道区間を把握。
- 歩道区間は大部分が東村有林であり、一部国有林が含まれる。



カヤックで歩道起点まで移動



## 自然環境への影響

○今回新たに整備を行うものではないが、今後快適な公園利用や利用者の安全確保のために必要な標識整備、改修、再生整備等を行う際は、周囲の風致景観との調和に留意し、土地の改変を最小限に抑える等、希少種の生息・生育地の保全上支障がないよう十分に配慮する。